

「いちき串木野市男女共同参画推進条例」の概要

目的（第1条）

定義（第2条）

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与する。

基本理念（第3条）

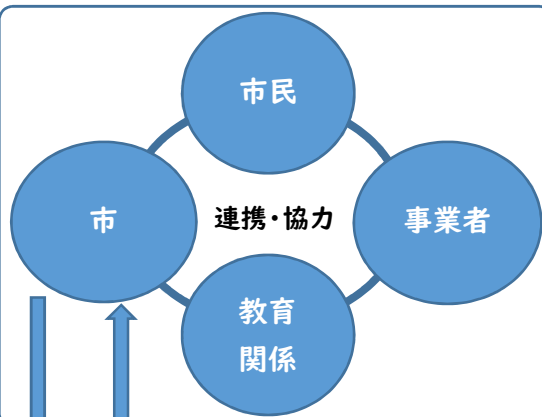
- ① 人権の尊重
- ② 性の多様性の尊重
- ③ 社会の制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 性と生殖に関する健康と権利についての配慮
- ⑦ 国際的協調

①・③～⑤・⑦：国の男女共同参画社会基本法に準じた理念

②・⑥：市独自理念

責務（第4条～第7条）

禁止・留意規定（第8条・第9条）



- ・性別等による差別的扱いの禁止
- ・セクシュアル・ハラスメントの禁止
- ・ドメスティック・バイオレンスの禁止
- ・カミングアウトの強制及びアウティングを禁止
- ・公衆に表示する情報に関する留意

諮問

答申・提言

基本的施策（第10条～第18条）

男女共同参画基本計画の策定・変更、施策の策定等に当たっての配慮、推進体制の整備、市民等の理解を深めるための措置など

いちき串木野市男女共同参画審議会（第19条～第24条）

委任（第25条）